⑹　入札方法　落札決定は、総合評価の方法をもって行うので、証明書等を提出すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。

⑺　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用

１）電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

２）電子調達システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願を提出すること。

２　競争参加資格

⑴　入札参加者に要求される資格

１）基本的要件

①　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者は除く。）でないこと。

④　証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。

⑦　分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

⑧　平成15年度以降に、下記ア）に示す設備に関する保守業務又は点検業務等を元請として完了（平成30年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること（下記ア）に示す設備に関して下記イ）に示す機関が発注した保守業務又は点検業務等の場合は、再委託として完了（平成30年３月31日までに完了見込みを含む）した履行実績も認める）。

なお、保守業務又は点検業務等の履行実績には、履行実績対象設備に関する設置工事の施工実績、製造又は購入の納入実績も含むものとする。ただし、工事の共同企業体における施工実績においては、出資比率20％以上の場合のものとし、製造又は購入の納入実績は据付・調整を含むものに限る。

ア）対象設備は次のいずれか１つの設備とする。

１．多重無線装置
２．端局装置
３．遠方監視装置
４．交換設備
５．長距離（30㎞以上）用光伝送設備
６．移動体通信設備
７．衛星通信設備
８．ネットワーク設備
９．テレメータ観測装置又は放流警報装置（通信回線は無線とする）
10．防災情報システム（防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの）
11．ＣＣＴＶ設備
12．ダム（又は堰）放流制御装置

イ）発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。

・国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）
・地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）
・地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの）

⑨　本業務の配置予定管理技術者は、証明書等の提出期限の時点で次のア）からオ）のいずれか一つの条件及び履行期間の開始の日の時点でカ）からク）の条件を満たすこと。なお、実務経験は、国土交通省電気通信施設点検基準（案）に定めるいずれかの設備に関するもののうち、以下のいずれかの実績とし、平成30年３月31日までに完了見込みを含むものとする。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が条件を満たすこと。

・保守業務又は点検業務の履行実績（再委託受注によるものを含むものとする）
・設置工事の施工実績（下請負受注によるものを含むものとする）
・製造又は購入の納入実績（再委託受注によるものを含むものとし、据付・調整を含むものに限るものとする）

ア）学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は専門課程を置く専修学校（専門学校）もしくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後３年以上の実務経験を有する者であること。

イ）学校教育法による高等学校もしくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後５年以上の実務経験を有する者であること。

ウ）上記ア）及びイ）以外の者で、７年以上の実務経験を有する者であること。

エ）以下のいずれかの資格を有する者であること。

・技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））

オ）以下のいずれかの資格を有する者で、実務経験が３年以上あること。

・第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれか

カ）埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県又は茨城県を主たる勤務地又は居住地としていること。

キ）配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。なお、兼務する場合は、本業務の履行期間の開始の日の時点の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）は、２億円未満かつ５件以下であること（本業務を含まず、契約済み及び落札決定後未契約のものを含む）。

配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。

なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。

管理技術者の手持ち業務量は、本業務の契約締結日から履行期間中に上記条件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続